

国総建第15号  
平成21年4月24日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



前払金支払時における下請建設企業等の口座への直接振込の徹底について

下請建設企業等に対する前払金支払については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の3第2項において、元請建設企業は、前払金を受領した場合には、下請建設企業に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮しなければならないとされているところであり、関係法令の遵守等について従来から指導方お願いしているところです。

今般、地域の建設業を巡る状況が一層厳しくなる中で、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業、資材業者等に対する適正な代金支払の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要です。

このため、改めて下記事項について貴団体傘下の元請建設企業及び下請建設企業に対して周知徹底を図られたい。

記

下請建設企業、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請建設企業は、前払金支払時においては、下請建設企業、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。